

パナマ

主要データ

国名〔英名〕	パナマ共和国 (Republic of Panama)
面積 (km ²)	75,420
海岸線延長 (km)	2,490
人口 (百万人)	3.6
人口密度 (人/km ²)	47.2
GDP (十億 US\$)	36.25
一人当り GDP (US\$)	9,918.73
主要鉱産物：鉱石	金
主要鉱産物：地金	金
鉱業管轄官庁	商工省 (Ministerio de Comercio e Industrias) 国家鉱物資源局 (Dirección Nacional de Recursos Minerales)
鉱業関連政府機関	特になし
鉱業法	鉱物資源法 (Ley No. 23 de 1963, Código de Recursos Minerales) 探鉱鉱区の期限は 4 年。採掘鉱区の期限は 25 年 (注) Ley No. 13 de 2012 等により改正
ロイヤルティ	鉱物資源法第 210 条～221 条 鉱物の種類により、4～8%
外資法	投資保護法 (Ley No. 54 de 1998, Medidas para la Estabilidad Jurídica de las Inversiones) 外資 100% の参入が可能
環境規制法 (環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等)	環境基本法 (Ley No. 41 de 1998, Ley General de Medio Ambiente) ・環境影響評価の実施の義務有り ・天然資源の探査・開発において、先住民共同体に損害を与えないことが明記
鉱業公社	なし ※従前存在していた「セロ・コロラド鉱山開発公社 (Corporación Minero Cerro Colorado)」は、2012 年 3 月に成立した「ノバ・ブグレ先住民自治区の資源保護に関する法律」により解散
鉱業活動中の民間企業	加 Petaquilla Minerals 社、加 First Quantum Minerals 社等
近年の鉱業関連問題 (資源ナショナリズム、労働争議、環境問題等)	・鉱業に限らず、環境保護団体、先住民等による開発プロジェクト (例：水力発電所建設等) に対する反対運動が存在
2013 年のトピックス	・4 月、Cobre Panamá 銅・金プロジェクトに関し、加 First Quantum Minerals 社が従前の保有企業である加 Inmet Mining 社を買収 ・7 月、パナマの先住民が組織する共同体が、国連に対し、同国内で展開されている鉱業プロジェクトからの保護を要請

1. 鉱業一般概況

パナマの鉱業は、1990 年代後半にかけて金鉱山やマンガン鉱山で小規模な採掘が行われていた程度と低調であった。しかしながら、同国は南米から北米にかけて連なる斑岩銅鉱床ベルトに位置し、世界でも有数の未開発大規模銅鉱床が存在する。

こうした状況において、現在同国では加 Petaquilla Minerals 社が保有する Molejón 金鉱山が 2010 年 1 月に商業生産を開始している。なお、同鉱山に関しては、2013 年下半期における金生産量が前年同期の 1,179 kg と比べ 379 kg へと大幅に減少したが、これは資金調達が原因による金生産に必要な機器購入ができなかったことによる。しかしながら、2014 年は新たなヒープリーチが操業を開始することにより、金生産量の拡大が見込まれている。

一方、現在同国で最も注目されているプロジェクトは、Cobre Panamá 銅・金プロジェクトである。同プロジェクトは、加 First Quantum Minerals 社が 2013 年 4 月に本プロジェクトの従前の保有企業である加 Inmet Mining 社を買収した結果、First Quantum Minerals 社が 80%、韓国鉱物資源公社 (KORES) が 10% 及び韓 LS-Nikko Copper 社が 10% が権益を保有することとなった。なお、First Quantum Minerals 社は、2014 年 1 月に同プロジェクトに関する評価見直しの結果を公表したところ、開発投資総額は 64 億 US\$、鉱山寿命 34 年、粗鉱処理量 70 百万 t/年、銅生産量 32 万 t/年、金生産量 3.1t/年、銀生産量 56t/年、モリブデン 3,500t/年を見込むとともに、2017 年下半期の商業生産開始を予定した。

その他最近の動きとしては、2013 年 7 月にパナマの先住民が組織する共同体が、国連に対し、同国内で展開されている鉱業プロジェクトからの保護を要請した。本要請理由としては、同国内で展開されている鉱業プロジェクトは、先住民が居住する土地や文化を破壊するものであるほか、これら鉱業プロジェクトに関与する鉱業企業が先住民に対し土地の放棄を強要しているとするものである。一方、国連は、同要請を受理するとともに、同国へ専門家を派遣、実態を調査し、その結果を 2014 年中に国連人権委員会に報告する予定となっている。

2. 鉱業政策の主な動き

パナマでは、2012 年 3 月に Cerro Colorado 銅プロジェクトが位置する地域の鉱業等の一切の開発を禁止する「ノバ・ブグレ先住民自治区の資源保護に関する法律 (2012 年第 11 号法)」が成立するとともに、4 月に①外国政府又は公的機関による間接的な投資を可能とする、②地表税及びロイヤルティを約 2 倍に引き上げる、③無許可での探鉱、採鉱等に対する罰則の大幅な引き上げ等を目的とした「鉱物資源法改正法 (2012 年第 13 号法)」が成立した。

その後、2013 年には当時の商工大臣が、鉱山周辺の自治体に対する交付金の配分を増やすことを目的にロイヤルティを引き上げるためとして鉱物資源法の改正を示唆する等の動きが見受けられたが、これまでのところ同法改正には至っていない。

また、2014 年 5 月の大統領選挙に勝利し、7 月に新大統領に就任した Juan Carlos Varela 大統領は、同選挙期間中に鉱業モラトリアムを支持する旨を表明していたが、8 月現在において、商工省では現時点における鉱業コンセッションの申請状況や契約状況に関する情報を公開する等、鉱業コンセッションに関する行政手続きは引き続き行われている。

3. 主要鉱産物の生産・輸入・消費・輸出動向

(1) 主要金属鉱石生産量

表 4-1. に示すように金及び多少の銀の生産があるが、World Metal Statistics Yearbook 2014 等には記載が無い。これは、パナマ政府の統計が不十分なことに加え、Petaquilla 社が独自の会計年度 (6 月～5 月) で数字を公表していることも一因として考えられる。

(2) 主要金属地金生産量

データなし

世界の鉱業の趨勢 2014

(3) 主要金属地金消費量

データなし

(4) 主要金属輸出货量

表 3-1. 精鉱・地金等輸出货量(マテリアル量)

鉱種	2011年	2012年	2013年	対前年増減比(%)	主な輸出相手国
金地金(千t)	0.003	0.003	0.002	-32.6	カナダ、米国

(出典: Global Trade Atlas)

(5) 主要金属輸入量

表 3-2. 精鉱・地金等輸入量(マテリアル量)

鉱種	2011年	2012年	2013年	対前年増減比(%)	主な輸入相手国
アルミニウム地金(千t)	1.1	0.9	0.6	-28.9	メキシコ、米国、スペイン
亜鉛地金(千t)	0.1	0.0	0.0	-	

(出典: Global Trade Atlas)

4. 鉱山・製錬所状況

表 4-1. 鉱山一覧

鉱山名	権益所有企業 (権益: %)	鉱種	生産量			備考
			2011年	2012年	2013年	
Molejon	加 Petaquilla Minerals 社(100)	金(t)	2.11	2.09	n/a	

(出典: Petaquilla Minerals 社 HP)

(注) Petaquilla Minerals 社では、2013年から会計年度の終了月を5月から6月へ変更した。なお、同社は、2011年6月~2012年5月を2012年度、2012年6月~2013年6月を2013年度としているが、本表では2011年6月~2012年5月を2011年、2012年6月~2013年6月を2012年、2013年7月~2014年6月を2013年とする。



図 1. 主要鉱山、プロジェクト位置図

5. 探鉱状況

カナダ企業を主体に探鉱プロジェクトが進められている。主な探鉱プロジェクトは表 5-1. のとおり。

表 5-1. 主要探鉱プロジェクト

プロジェクト名	権益保有会社(権益:%)	鉱種	備考
Cerro Quema	加 Pershimo Resources 社 (100)	金	初期投資総額 : 117 百万 US\$ 確定・推定鉱量 : 19.71 百万 t (Au 0.77%) 精測・概測資源量 : 8.5 百万 t 操業開始 : 2016 年予定
Pitaloza	加 Bellhaven Copper & Gold 社(100)	金	同社による鉱業コンセッション申請が政府当局にて保留中

(出典 : 各社 Annual Report、HP)

6. 我が国との関係

(1) 日本への輸出

特になし

(2) 日本企業による投資状況等

特になし

7. その他トピックス

特になし

(2014. 10. 27 メキシコ事務所 縄田俊之)